省　令

○総務省令第六十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十四日

総務大臣　高市　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書等の提出期間の特例） **第一条の四**　令和二年十月一日から令和三年九月三十日までの期間に係る第一条の十六第一項に規定する指定を都道府県、市町村又は特別区が受けようとする場合における同項の規定の適用については、同項中「七月一日から同月三十一日まで」とあるのは、「八月十一日から同月二十日まで」とする。	**附　則** ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十三号

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第十条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十四日

文部科学大臣　萩生田光一

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、国立大学法人法施行令第八条第四号に規定する土地の取得等に係る長期借入金又は債券に係る同令第十条に規定する文部科学省令で定める期間は、四十年間とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。